



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

689	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
690	〃	(〃).....	2
691	介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定	(長寿社会課).....	2
692	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
693	〃	(〃).....	3
694	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	3
695	〃	(〃).....	3
696	〃	(〃).....	4
697	〃	(〃).....	4
698	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
699	道路の供用開始	(〃).....	5
700	道路の区域変更	(〃).....	5
701	道路の供用開始	(〃).....	6
702	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	6

○ 人事委員会告示

5	平成24年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	7
---	---	-------	---

告 示

和歌山県告示第689号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年7月30日まで縦覧に供する。

平成24年6月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成24年5月29日
- 名称
特定非営利活動法人ADLサポートセンター・ハミング
- 代表者の氏名
高橋紫織
- 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市須佐37番地の6
- 定款に記載された目的

この法人は、知的及び発達障害児・者に対して、日常生活動作（ADL）支援に関する事業を行い「共に地域で生きていく」ために、幼いときから学ぶ生活スキル（技能）の獲得や余暇支援等の提供に寄与す

ることを目的とする。

和歌山県告示第690号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年7月31日まで縦覧に供する。

平成24年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年5月31日

2 名称

特定非営利活動法人熊野本宮

3 代表者の氏名

小淵宇津比古

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市本宮町小津荷56番地

5 定款に記載された目的

この法人は、世界遺産となった熊野古道を中心とした熊野本宮の優れた地域資源や特性を活かし、癒しと健康をテーマとした集客交流産業を創造・促進することにより、この蘇りの地である熊野本宮地域の活性化並びに住民や訪問客の心と身体の健康を増進し、魅力があり活力のあるまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第691号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072201175	社会福祉法人三養福祉会	特別養護老人ホーム 田辺の郷	田辺市芳養松原一丁目31番10号	指定介護老人福祉施設	平成24.6.1	平成30.5.31

和歌山県告示第692号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
しらい薬局	御坊市湯川町財部521-7	白井修司	平成24.6.1

和歌山県告示第693号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
しらい薬局	御坊市湯川町財部521-7	—	白井修司	平成 24. 6. 1

和歌山県告示第694号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村柳瀬字虎ヶ峯1408の14（次の図に示す部分に限る。）、1408の18、1408の19、1408の23、1408の32、1408の57、1409の19、1409の20

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字虎ヶ峯1408の18・1408の19・1408の23・1408の32（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1408の57

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第695号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町伏拝字下モ地804の5、字城栗須850の1、1426の5

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下モ地804の5（次の図に示す部分に限る。）、字城栗須850の1・1426の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第696号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町請川字伊豆田227の1、字早田228の1、本宮町耳打字成石538の1、538の5

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第697号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町周参見字洞谷5037の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字洞谷5037の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町毛原上字丸山59 4番5地先から同町毛原上字丸山 654番4地先まで	旧	5.55 ） 16.19	82.11	
同上	新	12.27 ） 25.41	82.11	

和歌山県告示第699号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町毛原上字丸山594番5地先から同町毛原上字丸山654番4地先まで

供用開始の期日 平成24年6月12日

和歌山県告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡北山村大字大沼字津越 461番4地先から同村大字大沼字 上里50番3地先まで	旧	5.80 } 7.40	46.40	
同上	新	5.80 } 12.00	46.40	

和歌山県告示第701号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村大字大沼字津越461番4地先から同村大字大沼字上里50番3地先まで

供用開始の期日 平成24年6月12日

和歌山県告示第702号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年6月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

不動谷川左支溪（3-344-1-019）、大門谷（3-344-1-065）、御殿川左支溪（3-344-1-066）、御殿川左支溪（3-344-1-067）、弁天谷川（3-344-1-068-1）、弁天谷川（3-344-1-068-2）、学校谷（3-344-1-069-1）、学校谷（3-344-1-069-2）、御殿川左支溪（3-344-1-070）、御殿川左支溪（3-344-1-072）、御殿川左支溪（3-344-1-073）、御殿川左支溪（3-344-1-074）、御殿川左支溪（3-344-1-075-1）、御殿川左支溪（3-344-1-075-2）、御殿川左支溪（3-344-1-076）、御殿川左支溪（3-344-1-077）、御殿川左支溪（3-344-1-078-1）、御殿川左支溪（3-344-1-078-2）、御殿川左支溪（3-344-1-079-1）、御殿川左支溪（3-344-1-079-2）、御殿川左支溪（3-344-2-075）、御殿川左支溪（3-344-3-012-1）、御殿川左支溪（3-344-3-012-2）、御殿川左支溪（3-344-3-013）、御殿川左支溪（3-344-3-014）、高野山千手院3（I-3195）、高野山千手院4（I-3196）、高野山千手院5（I-3197）、高野山五の室1（I-3198）、高野山五の室2（I-3199）、高野山五の室3（I-3200）、高野山11（I-3201）、高野山大門中部1（I-3202）、高野山谷ヶ峰1（I-3203）、高野山谷ヶ峰2（I-3204）、高野山西小田原1（I-3205）、高野山大門西部1（I-3206）、高野山大門中部2（I-3207）、高野山蓮花谷1（I-3220）、高野山蓮花谷2（I-3221）、高野山千手院6（I-3241）、高野山鶯谷14（II-1121）、高野山鶯谷15（II-1122）、高野山10（II-1123）、高野山大門中部3（II-1124）、高野山大門中部4（II-1125）、高野山西小田原2（II-1126）

8)、高野山西小田原3(Ⅱ-1129)、高野山千手院7(Ⅱ-1130)、高野山蓮花谷3(Ⅱ-1139)、高野山大門中部5(Ⅱ-1267)、高野山五の室4(Ⅲ-282)、高野山千手院8(Ⅲ-289)、高野山大門中部6(Ⅰ-10004)、高野山大門中部7(Ⅰ-10008)、高野山五の室5(Ⅱ-10025)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定による任期を定めた職員(以下「育休任期付職員」という。)及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成24年6月12日

和歌山県人事委員会事務局長 鈴木 敏彦

平成24年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験(Ⅲ種相当)要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

<育休任期付職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	7人程度	知事部局における総務関係等の業務又は教育委員会事務局における福利厚生に関する業務
一般事務・西牟婁	3人程度	総務関係等の業務
農業・紀北	1人程度	那賀振興局地域振興部(岩出市)における農業技術指導及び就農相談等の業務

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	1人程度	難病・子ども保健相談支援センター(和歌山市)における総務関係等の業務
一般事務・紀北	1人程度	農業試験場(紀の川市)における試験データの入力及び実験用作物栽培管理補助等の業務

この表の試験区分のうち「和歌山」及び「西牟婁」の勤務地は、次の表のとおりとする。

勤務地区分表

区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

採用予定人員、主な職務内容及び勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (30題) <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成24年7月29日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	平成24年8月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成24年8月中旬	和歌山市	平成24年8月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局へ請求すること。

また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要な事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成24年6月29日（金）から受付を開始し、平成24年7月12日（木）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成24年6月22日（金）午前10時から平成24年7月5日（木）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票を書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。

採用は、おおむね平成24年9月から開始される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）

(2) 任用期間及び勤務時間は以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで

○休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、年末、年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期 おおむね1年以内

なお、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任用期間を延長する場合がある。

○勤務時間

試験区分	勤務時間	休日

一般事務・和歌山	午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	土曜日、日曜日、休日、年末、年始
一般事務・紀北	火曜日及び木曜日の午前9時から午後5時45分までの週15時間30分	月曜日、水曜日、金曜日、土曜日、日曜日、休日、年末、年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

試験区分	初任給	適用給料表
育休任期付職員	144,500円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山)	52,827円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表
任期付短時間勤務職員 (一般事務・紀北)	57,800円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の定めに従い、育休任期付職員については扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給され、任期付短時間勤務職員については通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1月間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。